

インナープロモーション推進業務委託仕様書

1. 業務名

インナープロモーション推進業務

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所

鳴門市が指定する場所

4. 背景・目的

デジタル庁が全国の自治体で活用を推進している、市民の「暮らしやすさ」を示す客観指標と市民の「幸福感」を示す主観指標を全国共通の指標で数値化・可視化した地域幸福度(Well-Being)指標において、本市では、「子育て」や「教育」、「遊び・娯楽」、「自己効力感（自分のことを好ましく感じるか）」などの項目で、客観指標の数値に対して主観指標の数値が低くなっている。この結果から推察されることは、鳴門市での暮らしの中で、市の魅力や施策の有効性、楽しさなどを市民が実感・評価しておらず、社会的に自分らしい生き方ができていないと感じる方が多くいるといったことである。実際に、市内在住かつ在学の高校生を対象にしたアンケートでは、「鳴門市で住むことについて市外在住の方におすすめしたくない」という回答が約半数となっており、本市の魅力を認知していない高校生が多数存在することが分かる。こうした状況は、本市の課題となっている若者の転出超過をさらに増大させ、人口減少を加速させる可能性がある。

そこで、本市在住または在学の若者を対象に、専門家や地元企業・団体等とともに、インナープロモーションの一環として、まちの新しいコンテンツを作り上げる機会を創出することにより、若者がチャレンジ・活躍できるまちとしての地域ブランディングを図り、若者のシビックプライドの醸成や本市の魅力再発見、自ら情報発信源となる活動人口の増加につなげていくことを目的に本業務を実施する。

5. 業務内容

本業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 業務計画書の作成及び協議

- ・本業務の背景や目的を勘案の上、本委託業務についての実施内容や実施体制、スケジュール等を示した具体的な業務計画書を作成すること。
- ・市と受託者とは、本業務の必要事項等について密に協議を行うものとし、毎月1回以上の協議の場を設定すること。

(2) コンセプトムービーの制作及び参加者募集

- ・参加者（本市在住または在学の中学生・高校生）募集にあたっては、コンセプトムービーを作成し、効果的な広報を行い、できるだけ多くの参加者を集めること。なお、参加者募集時期は、令和7年6月～7月とする。

(3) 本市在住または在学の中学生・高校生によるショートムービー制作にかかる脚本制作指導及び撮影・動画編集技術指導（機材・動画編集ソフト等の貸与を含む）

- ・ショートムービー制作指導にあたり、若者がチャレンジ・活躍できるまちとしてのブランディング効果を高め、シビックプライドの醸成、自ら情報発信源となる活動人口の増加につながるような企画・運営を行うこと。
- ・普段学校では学べないスキル習得に繋げるものであること。
- ・ショートムービーの完成に至るまで手厚いサポートを行うこと。
- ・実施時期は、授業や部活にできるだけ影響が少ない夏季休暇等にあたる期間とする。

(4) ドキュメントムービーの制作

- ・ショートムービーの脚本制作から動画撮影・編集、完成に至るまでの本事業の取り組みの一部始終をドキュメントムービーとして制作すること。なお、当該ムービーは、鳴門市が大きく変わろうとしている期待感・高まりの演出を施し、本事業の認知拡大や鳴門市への好感度を高められるような内容とすること。

(5) ショートムービー及びドキュメントムービー上演イベント開催・運営

- ・市内施設において、ショートムービー及びドキュメントムービー上演イベントを開催・運営するにあたり、ショートムービーを制作した中学生・高校生にも積極的にイベント運営に参画してもらう形で進めること。
- ・開催日は、1週以上とすること。
- ・イベント来場者に対するアンケートを実施すること。なお、アンケート内容については、市と協議の上、決定すること。

(6) 広報活動

- ・ショートムービー及びドキュメントムービー上演イベント開催にあたり、多数の来場者を獲得するよう積極的・効果的な宣伝を実施すること。
- ・広く拡散されていくような広報手段・媒体を活用し、ドキュメントムービーを市内外に発信すること。

(7) その他提案による事業等の実施

6. 業務実施体制

受託者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置し、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を鳴門市に報告すること。

7. 成果物の提出

受託者は、次の成果物について、それぞれ定められた期限までに提出すること。

(1) 業務計画書

委託契約後、すみやかに作成し提出すること。

(2) コンセプトムービー

完成後、参加者募集開始前に、動画を電子データにて提出すること。

(3) ショートムービー及びドキュメントムービー

完成後、上演イベント開催までに、動画を電子データにて提出すること。

(4) 実績報告書

令和8年3月31日までに、実績を含む本業務全体の報告書を電子データにて提出すること。

8. 納品場所及び担当部局

徳島県鳴門市 企画総務部 戦略企画課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地

TEL:088-684-1622

E-mail:kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

9. 業務履行における留意点

- (1) 実現可能なスケジュールを立案の上、適切な進捗管理を行い、業務を確実に執行すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、鳴門市と調整の上で実施すること。
- (3) 業務履行に際して必要な取材費、記事掲載費、旅費、施設入場料等(市職員分を含む)は全て当初の契約金額に含むものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本委託に関するデータ類は、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。本契約終了後も同様の取扱いとする。また、委託業務の過程で知り得た情報等については、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては委託者と協議の上行うこと。
- (6) 本業務の一環として発生した個人情報の取得に際して、受託者は別添「個人情報取扱特記事項」により個人情報の保護を図ること。

10. 知的財産権の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)、及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに鳴門市に無償で譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 本契約を履行するに当たり、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続を行うこと。
- (4) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

11. 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

12. その他

本仕様書に定めのない事項または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」とう。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約による業務の処理に当たっては、本契約に定めるもののほか、法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報の保有及び取得)

第3条 乙は、本契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。この場合において、乙は、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

2 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報を甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲が承諾したときを除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)への委託を含む。以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て個人情報の処理を再委託するときは、再委託の相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、甲が承諾したときを除き、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第7条 乙は、本契約による業務の処理に当たり、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する管理責任者を選任するとともに、業務従事者の管理体制及び実施体制を整備しなければならない。

3 乙は、個人情報を保管し、及び取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 乙は、本契約による業務の処理を開始する前に、前3項に規定する管理責任体制、作業場所の特定、安全対策その他の安全管理措置について、書面により甲に届け出なければならない。

5 乙は、前項の届出事項を変更しようとするときは、その変更前に書面により甲に届け出なければならない。

6 乙は、甲から個人情報の引き渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

7 乙は、甲が承諾したときを除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、甲の承諾を得て個人情報を持ち出すときは、その運搬の方法を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬の方法を変更するときも同様とする。

9 乙は、本契約による業務を処理するために保有する個人情報の管理台帳を整備し、個人情報の引き渡し、取得、作成、保管、利用、複写又は複製、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況並びに当該取扱いに係る年月日及び担当者を記録しなければならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報は、本契約の終了後甲の指示に従い、直ちに甲に返還し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

2 前項の個人情報の廃棄又は消去に当たっては、それぞれ次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 廃棄 個人情報が印字された記録媒体を細断し、又は焼却すること。

(2) 消去 個人情報が保管された記録媒体を物理的に破壊し、又はデータ消去用のソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないようにすること。

3 乙は、第1項の個人情報の廃棄又は消去を行ったときは、その確証を甲に提出しなければならない。

(従事者への研修等)

第9条 乙は、業務従事者に対し、法その他関係法令の規定、本契約により乙が負う義務その他本契約による業務の適切な履行に必要な事項について、研修を実施しなければならない。

2 乙は、本契約による業務の処理を派遣労働者によって行わせるときは、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について定期又は随時に報告を求め、又は乙の作業場所(再委託が行われている場合においては、再委託の相手方の作業場所を含む。)において検査することができる。

2 前項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の事情により過分の費用を要した分については、甲が負担する。

(漏えい等発生時の対応)

第11条 乙は、本契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の事態が生じたときは、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

4 第1項の事態が生じたときであって、甲が法第68条の規定による個人情報保護委員会への報告若しくは個人情報の本人に対する通知を行い、又は第三者から訴訟上若しくは訴訟外において甲に対する損害賠償請求等の申立がなされたときは、乙は、甲の要請に従い、連帯してその対応に当たるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、乙に対し何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合において、乙は、契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を甲に請求できない。

(1) 本契約による業務を処理するために乙が保有する個人情報について、乙の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 本個人情報取扱特記事項又は甲が定める鳴門市情報セキュリティポリシーに違反し、当該違反に関する甲からの書面による催告後30日以内にこれを是正しないとき。

(損害賠償)

第13条 乙は、前条第1号に該当し、又は本個人情報取扱特記事項若しくは甲が定める鳴門市情報セキュリティポリシーに違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託の相手方又は派遣労働者の責めに帰すべき理由により甲

又は第三者に損害を与えたときも同様とする。